

神戸市私道危険防止施設設置の 助成に関する要綱

神戸市建設局道路部管理課

神戸市私道危険防止施設設置の助成に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、私道通行の安全確保のための危険防止施設設置に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に規定されるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要事項を定め、もって生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、公道とは、道路法第2条に規定する道路及び公法人により道路として一般通行の用に供されている道路をいう。

2 この要綱において、私道とは、道路敷地が私人の所有に属し、現に一般通行の用に供されている公道以外の道路をいう。

3 この要綱において、危険防止施設とは、転落防止柵、ガードレール及び階段等の手摺り及び道路反射鏡をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の各号に該当する私道であることを要件とする。

(1) 危険度が高いと認められること。

(2) 幅員が1.5メートル以上であること（側溝を含む）。ただし、1.5メートル未満でも特に危険度が高いと認められた場合は、この限りではない。

(3) 当該道路を不特定多数の市民が利用していること。

(4) 関係土地所有者が、その用地を一般通行の用に供することを承諾し、かつ関係住民の総意をもって設置の要望がなされたものであること。

(5) 建設完了後3年以上経過していること。

(6) 敷地の所有権を法人（ただし、地方自治法第260条の2第1項の規定により不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長の認可を受けた地縁による団体を除く。）が有していないこと。

2 再助成対象は、前項の各号の他、次の各号に該当することを要する。

(1) 前回の助成後10年以上経過していること。

(2) 危険防止施設の老朽化等により、危険度が高いと認められること。

3 市長が特に必要と認める場合、第1項及び第2項の各号に該当しない私道についても助成の対象とすることができる。

4 危険防止施設の新設及び改築を助成対象とする。

(助成金の交付)

第4条 助成金は、前条の規定に該当する助成工事等について、予算の範囲内において、その申請者に交付するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は原則として、工事に要する費用のうち別表に掲げる標準工事費の3分の

2に相当する額とする。

2 再助成の場合、1件あたりの助成額の上限は、200万円とする。

(助成金の額の特例)

第6条 市長は、助成工事等の費用（助成工事等を行なう際、徴収するものに限る）を負担する者のうち、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者があるときは、その者が負担すべき額を全額助成することができるものとする。

(事前審査)

第7条 危険防止施設の設置助成を受けようとする者は、申請に先立ち、私道危険防止施設設置助成申出書（第1号様式）を建設事務所へ提出し、事前審査を受けなければならない。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする場合には、当該私道所有者が、私道危険防止施設設置助成金交付申請書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該道路の所有者が複数となる場合には、当該所有者で一定の管理組織（自治会若しくは道路愛護会等又はその他すでに組織されたものがある場合にはその組織）をつくり、その代表者が申請に係る書類を提出しなければならない。

(1) 位置図、平面図及び横断面図

(2) 権利者の承諾書（第3号様式）

(3) 工事費見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請を受け付けた場合には、当該申請に係る書類の審査及び現地調査により、すみやかに助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、私道危険防止施設設置助成金交付決定通知書（第4号様式）又は私道危険防止施設設置助成金不交付決定通知書（第5号様式）を申請者に交付することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の助成金の交付決定にあたって、この要綱で定める目的を達成するため必要と認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定できるものとする。

4 市長は、第1項の助成金の交付決定にあたって、この要綱で定める目的を達成するため必要と認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成工事等の内容若しくは遂行計画又は助成工事等に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成工事等中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 助成工事等が予定の期間内に完了しない場合又は助成工事等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(助成金の交付決定内容の変更)

第10条 申請者は、助成金の交付決定後において助成金の交付決定内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、私道危険防止施設設置助成金交付決定内容変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者から私道危険防止施設設置助成金交付決定内容変更承認申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、助成金の交付決定内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により助成金の交付決定内容の変更を承認したときは私道危険防止施設設置助成金交付決定変更通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとし、交付決定内容の変更を却下したときは私道危険防止施設設置助成金交付決定変更却下通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第10条の2 申請者は、第9条の規定による通知書の交付を受けた場合において、当該通知書に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が当該通知書の交付を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定は、前条の規定による通知書の交付を受けた場合において、当該通知書に係る助成金の交付決定内容の変更の承認結果に不服があるときについて準用する。

（工事請負人のあっせん等）

第11条 市長は、申請者に対し、助成工事等の施行業者の選定及び技術的な助言をするものとする。

（着手及び完了の届出）

第12条 第9条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、助成工事等の着手前に着工届（第9号様式）を、助成工事等が完了したときは、完了届兼実績報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条の2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、助成工事等の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

（完了検査及び助成金の交付額の確定）

第13条 市長は、第12条の完了届兼実績報告書を受けたときは、すみやかに完了検査を行うものとし、助成工事等の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、私道危険防止施設設置助成金額確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、助成工事等の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、申請者に対し、手直しを指示できるものとする。

3 市長は、確定した助成金の交付額が、助成金の交付決定における助成金額と同額である場合には、第1項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の請求）

第14条 申請者は、助成金等の交付を受けようとするときは、私道危険防止施設設置助成金請求書（第12号様式）を前条第1項の完了検査において適合と認められた日から60日以内に市長に提出しなければならない。

2 申請人は、原則として助成金の受領を施行業者に委任するものとし、私道危険防止施設設

置助成金受領委任状（第13号様式）を提出することとする。

- 3 市長は、第1項の請求があったときは、すみやかに助成金を申請者に支払うものとする。
（助成金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は、助成を受けようとする者が次の各号の一つに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成工事等が助成金交付承認の内容に反したとき。
- (3) 市長が付した条件、または指示等に従わなかったとき。
- (4) 天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付決定を受けた助成工事等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（助成金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合又は前条の規定により助成金の交付決定額を減額した場合で、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（危険防止施設の維持管理）

第17条 申請者は、助成により設置された危険防止施設について、当該施設の機能をそこなわないよう適正に維持管理を行うものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（平成25年4月1日から施行する）

対 象 路 道 路	種 別	構 造	標準工事費	備 考
主 要 道 路 と 歩 行	転落防止柵	「防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会発行）」参照	神戸市の単価契約価格に準じる	
	階段等の手摺り	「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」参照	〃	階段等の場合のみ設置できる
主として車両を対象とした道路	ガードレール	標準構造図参照	〃	

別表（平成19年5月1日から施行する）

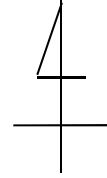
	種 別	構 造	標準工事費	備 考
道 路 反 射 鏡	一面鏡ステンレスφ1000	標準構造図参照	神戸市の単価契約価格に準じる	
	一面鏡ステンレスφ800	〃	〃	
	二面鏡ステンレスφ1000	〃	〃	
	二面鏡ステンレスφ800	〃	〃	
	二面鏡アクリル600×800	〃	〃	
	二面鏡アクリル450×600	〃	〃	
	道路反射鏡設置基礎	〃	〃	

私道危険防止施設設置助成申出書

申 出 者 記 載 欄	令和 年 月 日											
	神戸市長 あて											
	申出者 住所 氏名 電話											
	危険 防 止 施 設 の 概 要	1. 工事施行箇所 神戸市 区 町 丁目 番地 通										
2. 工事の種類 新 設・改 築						4. 新規助成・再助成 (1) 新 規・再助成 (2) 再助成の場合、前回の助成年度 [昭和・平成・令和] 年度						
3. 危険防止施設の種別 (1) 転落防止柵 (2) 階段等の手摺り (3) ガードレール (4) 道路反射鏡												
調査結果												
決 裁 欄	所 長		副 所 長		係 長		係 長		係 長		係	
	上記申出者に対して、助成 〔 できる できない 〕 旨、通知してよろしいか。											

付 近 見 取 図

所在地：神戸市 区 町
通 丁目



令和 年 月 日

私道危険防止施設設置 { 新規
再 } 助成金交付申請書

神戸市長 あて

住所
申請者 氏名 (印)
(電話 局 番)

下記の危険防止施設を設置したいので、関係書類を添えて申請します。なお、本件に関する地元経費負担、危険防止施設関係諸権利の調整および工事完了後の維持管理については、申請者及び関係権利者が責任をもって処理します。

工事施行箇所	神戸市 区 町 丁目 番地			
新規助成・再助成の別等	(1) { 新規 } 助成 (2) 再助成の場合、前回の助成は 平成 年度 令和			
工事費内訳	工 種 ・ 構 造	新設・改築の別	工 事 量	工 事 費
				工事費合計 円
助 成 申 請 額	円			
工事請負業者	住 所			
	社 名		電 話	

関係住民名簿兼委任状

私道危険防止施設設置助成金交付申請に関する一切の権限を
に委任します。

氏名	印	住所

権 利 者 の 承 諾 書

神戸市長

あて

申 請 者

様

権利者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
(電話 局 番)

私が権利を有する下記の私道敷地について、危険防止施設の工事が施行されることを承諾します。またこの私道を今後とも一般通行の用に供します。

土 地 の 所 在 及 び 地 番	権 利 の 種 別

注 権利の種別としては、所有権、地上権、賃借権等があります。

神 建 第 号

令 和 年 月 日

様

神戸市長

私道危険防止施設設置助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって、申請のありました私道危険防止施設設置
助成について、下記により承認することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 助成金額 円
- 2 工事施行箇所
区 町 丁目 ～ 区 町 丁目
通 通
- 3 危険防止施設の設置完了後は、申請書に記載のとおり当該施設の機能をそこ
なわないよう適正に維持管理して下さい。
- 4 完了検査の結果、工事量が当初設計に比して異なる場合には、助成金の額を
変更します。
- 5 その他、決定に当たっての条件

神建 第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

私道危険防止施設設置助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって、申請のありました私道危険防止施設設置
助成については、下記の理由により交付できませんのでお知らせします。

記

理 由

私道危険防止施設設置助成金交付決定内容 変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

申請者

住 所

氏 名



(電話)

令和 年 月 日付 神建 第 号をもって交付決定のあった私道危険防止施設設置助成について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

助成金の額	円 (円)
-------	--------

変更の理由	
-------	--

工事費や工事量等に変更のある場合は次の表に記載すること。() 内には変更前の情報を記載すること。

	工種・構造	新築・改築の別	工事量	工事費
工事費内訳				工事費合計 円
添付書類				

神建 第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

私道危険防止施設設置助成金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付をもって申請のありました私道危険防止施設設置助成の交付決定内容の変更について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

助成金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
助成金の額以外で、 交付決定内容の変更 を承認したもの		
交付の条件		

第8号様式（第10条関係）

神建 第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

私道危険防止施設設置助成金交付決定変更却下通知書

令和 年 月 日付をもって申請のありました私道危険防止施設設置助成の交付決定内容の変更については、下記の理由により承認できないのでお知らせします。

記

理 由

令和 年 月 日

神戸市長

あて

申請者

住 所

氏 名

印

着 工 届

下記のとおり着工しましたのでお届けします。

交 付 決 定 番 号	神 建 第 号	交 付 決 定 年 月 日	令 和 年 月 日
1 工 事 施 行 箇 所	区 町 通	丁 目	か ら
	区 町 通	丁 目	ま で
2 工 事 施 行 業 者	住 所		
	氏 名		
3 着 工 年 月 日	令 和 年 月 日		
4 工 期	令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日		
5 交 付 決 定 額	金 円		

令和 年 月 日

神戸市長 あて

申請者

住 所

氏 名

印

完了届 兼 実績報告書

下記のとおり工事が完了しましたので、その実績を報告します。

交付決定番号	神 建 第 号	交 付 決 定 日 年 月 日	令 和 年 月 日
1 工事施行箇所	神戸市 区 町 丁目 番地から 神戸市 区 町 丁目 番地まで		
2 工事施行業者	住 所 氏 名		
3 完了年月日	令和 年 月 日		
4 工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
5 交付決定額	金 円		

神建 第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

私道危険防止施設設置助成金額確定通知書

令和 年 月 日付 神建 第 号で交付決定のあった私道危険防止施設
設置助成について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成金の確定額	円
特 記 事 項	

私道危険防止施設設置助成金請求書

請 求 金 額	円
---------	---

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市長 あて

申 請 者

住 所

氏 名



（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	・本店 ・（ 支店、支所、出張所	・本所 ）
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状（様式第13号）を提出すること。

私道危険防止施設設置助成金受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 あて

委任者

住所

氏名



私は、下記1の受任者を代理人と定め、下記2の私道危険防止施設設置助成金に係る金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住所 _____
団体名 _____
代表者名 _____

印

2. 受領委任する金額

金 _____ 円

3. 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	・本店 ・（ ） 支店、支所、出張所
預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号	その他（ ）	
口座名義		

（注）受任者名と一致している口座名義を記入すること。